

【種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例】

○ 資産の種類をコード番号で記入してください。

種類コード	1	構 築 物
	2	機 械 及 び 装 置
	3	船
	4	航 空 機
	5	車 両 及 び 運 搬 具
	6	工 具、器 具 及 び 備 品

令和 ○ 年度

※ 所 有 者 コー ド

住 民 コー ド

8 3 8 3 8 3 8

種類別明細書（増加資産・全資産用）

○ 資産を実際に取得した年月を記入し、年号は、コード番号で記載してください。

年号	コード	1	明 治
		2	大 正
		3	昭 和
		4	平 成
		5	令 和

・ 氏名又は名称を記入してください。

・ 増加した資産を記入する場合は増加資産に○を、全資産を記入する場合は、全資産に○をお願いします。

提出用

所 有 者 氏 名

佐 久 太 郎 株 式 会 社

2 枚のうち

1 枚目

○ 「増加事由」の欄は、次の番号の該当するものを○で囲んでください。

事由コード	1	新 品 取 得
	2	中 古 品 取 得
	3	移 動 に よ る 受 入 れ
	4	そ の 他

・ この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」は、2 枚のうち 1 枚目とページ数を付けてください。

・ 当該資産について、次のような事項を記入してください。

① 課税標準の特例がある資産については、その適用条例（例：法第 349 条の 3 第 1 項）

② 割賦販売資産等で法第 342 条第 3 項の規定の適用がある資産については、その旨表示と売主の名称等

③ 耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示

④ 短縮耐用年数を適用している資産はその旨の表示

⑤ 増加償却を行っている資産はその旨の表示

⑥ その他当該資産の価格決定にあたっての必要事項

※参考
<課税標準額の算出方法>
・前年中に取得した資産
価格(評価額)＝取得価額×(1-減価率/2)
・前年前に取得した資産
価格(評価額)＝前年度評価額×(1-減価率)
通常は、課税標準額＝価格(評価額)だが、特例等が適用される資産においては特例率適用後が課税標準額となります。
ただし、**評価額の最低限度額は取得価額の 100 分の 5 となります。**
減価率は原則として耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて定められた率です。

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	(イ) 取 得 価 額	耐 用 年 数	※(ロ)※ 減価残存率	※(ハ)※ 価 額	※ 課税標準の特例 率	※ 課税標準額	増 加 事 由	摘 要
01	1		駐車場（舗装）	1	5 6 4	1 283 000	10	0.				①・2 3・4	
02	6		サーバー	1	5 6 5	790 000	5	0				①・2 3・4	
03	6		応接セット	1	5 6 11	830 000	5	0				①・2 3・4	
04								0				1・2 3・4	
05								0				1・2 3・4	
06								0				1・2 3・4	
07								0				1・2 3・4	
08								0				1・2 3・4	
09								0				1・2 3・4	
10								0				1・2 3・4	
11								0				1・2 3・4	
12								0				1・2 3・4	
13								0				1・2 3・4	
14								0.				1・2 3・4	
15								0.				1・2 3・4	
(資産の種類欄には、下記の区分番号を記入してください。)				小 計	3	2 903 000						1000BCX02	

番号 種 類 区 分

1 構 築 物

2 機 械 及 び 装 置

3 船

4 航 空 機

5 車 両 及 び 運 搬 具

6 工 具、器 具 及 び 備 品

【注意】
年月日ではなく、年号年月を記入してください。

記入不要

記入不要

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

・ 資産の取得価額を記入してください。
なお、「取得価額」は償却資産を取得するために通常支出すべき金額（償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、据付費、その他償却資産を事業の用に供するために直接要した費用）を含む。
また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、固定資産税における償却資産の評価上認められておりませんので、実際の取得価額を記入してください。

・ 耐用年数省令改正後の耐用年数を記載してください。
・別紙の「**主な償却資産の耐用年数**」をご参照ください。
・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1 から別表第 9 まで（別表第 3 及び別表第 4 は除く。）に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について見積耐用年数による場合は、その耐用年数につき国税局長の承認を得てください。また、短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記載してください。（短縮承認通知書の写し添付）